

被扶養者の異動による 手続きを忘れずに!!

春は『異動』の多い季節です。

皆さんの被扶養者となられているご家族の方はどうですか？

異動による各種手続きをお忘れなく!!



被扶養者の認定取消し

の手続きをお忘れなく！

- ・就職された方はありませんか？
- ・確定申告の結果、収入の増加した方はありませんか？
- ・その他の事由により、被扶養者の資格要件に該当しなくなった方はありませんか？

➡ 被扶養者の資格要件に該当しなくなった場合には、**早急に「被扶養者申告書」により、認定取消しの手続きを行い、すみやかに、該当被扶養者の「組合員被扶養者証」の返却**をお願いします。

被扶養者の住所変更

の手続きをお忘れなく！

- ・進学などにより、住所変更(組合員と別居)された方はありませんか？

(組合員と別居されても、被扶養者の資格要件を満たしていれば、資格を継続することは可能です。)

➡ 被扶養者が住所変更をされた場合には、**「組合員異動報告書」により、住所変更(別居先の住所の届出)の手続き**を行ってください。

被扶養配偶者の手続きの際には

『国民年金第3号被保険者関係届』の提出をお忘れなく！

本組合に対して被扶養者資格認定申請手続きを行い、組合員(国民年金第2号被保険者*)の被扶養配偶者に認定された場合、同時に国民年金に加入し国民年金の第3号被保険者*となります。

このためには、本組合に「被扶養者申告書(認定)」の提出に併せて「国民年金第3号被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

逆に、収入の増加や離婚等により組合員の被扶養配偶者でなくなった場合には、国民年金の第3号被保険者の資格を喪失することとなりますので、「被扶養者申告書(取消)」の提出に併せて「国民年金第3号被保険者資格喪失届」の提出が必要となります。(ただし、就職により社会保険等に加入の場合は不要です。)

この手続きが行われていない場合、国民年金の記録において、「実態は第3号被保険者であったにもかかわらず、第1号被保険者のままとされている」場合や「実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、第3号被保険者のままとされている」場合等、国民年金記録の不整合が生じることとなりますので、配偶者の手続きの際には忘れずにご提出ください。

※国民年金加入者……第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の農林業・自営業・学生などの者
第2号被保険者とは、被用者年金各法(厚生年金・共済年金)の被保険者等
第3号被保険者とは、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

◎ 手続き方法の詳細については、所属所の共済事務担当課までお問い合わせください。